

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第四十八号

#### 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第二号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（ ）の下に「平成十四年法律第八十八号。」を、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（ ）の下に「平成十四年環境省令第二十八号。」を加え、同表の第二号の次に次の一号を加える。

- 二の二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第九条の五第一項の規定による新たに生じた土地を確認した旨の届出の受付
  - (2) 法第九条の五第二項の規定による告示

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中市、海田町、坂町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町
--

第二条の表の第三号中「(12)から(15)まで、聖及び(35)」を「(15)から(18)まで、(24)及び(38)」に、「もの」に、(16)から(18)まで及び(34)」を「もの」に限り、(19)から聖まで及び(37)」に、「(22)から(27)まで」を「(25)から(30)まで」に改め、同号(2)中「研修計画の作成及び実施」を「研修の実施」に改め、同号(35)を同号(38)とし、同号(34)を同号(37)とし、同号(33)中「第三十四条」を「第三十三條」に改め、同号中(33)を(36)とし、(32)を(35)とし、(31)を(34)とし、(30)を(33)とし、(29)を(32)とし、(28)を(31)とし、(27)を(30)とし、(26)を(29)とし、(25)を(28)とし、(24)を(27)とし、(23)を(26)とし、(22)を(25)とし、聖を(24)とし、(20)を(23)とし、(19)を(22)とし、(18)を聖とし、(17)を(20)とし、(16)を(19)とし、(15)を(18)とし、(14)を(17)とし、(13)を(16)とし、(12)を(15)とし、同号(11)中「第三十四条の五」を「第三十

四条の六」に改め、「規定による」の下に「障害児相談支援事業又は」を加え、同号(11)を同号(14)とし、同号(10)中「第三十四条の四第一項」を「第三十四条の五第一項」に改め、「規定による」の下に「障害児相談支援事業又は」を加え、同号(10)を同号(13)とし、同号(9)中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の四第三項」に改め、同号(9)を同号(12)とし、同号(8)中「第三十四条の三第二項」を「第三十四条の四第二項」に、「変更届出」を「変更の届出」に改め、同号(8)を同号(11)とし、同号(7)中「第三十四条の三第一項」を「第三十四条の四第一項」に、「開始届出」を「開始の届出」に改め、同号(7)を同号(10)とし、同号(10)の前に次のように加える。

- (7) 法第三十四条の三第二項の規定による障害児相談支援事業の開始の届出の受付
- (8) 法第三十四条の三第三項の規定による障害児相談支援事業の変更の届出の受付
- (9) 法第三十四条の三第四項の規定による障害児相談支援事業の廃止又は休止の届出の受付

第二条の表の第三号中、「三原市」及び「府中町」を削り、「(20)に掲げる事務を除き」を「(23)に掲げる事務を除き、三原市及び府中町については(3)、(7)から(9)まで、(13)及び(14)に掲げる事務のうち障害児相談支援事業に係るもの並びに(23)に掲げる事務を除き」に、「(11)まで、(19)、(20)及び(28)から(32)まで」を「(14)まで、(22)、(23)及び(31)から(35)まで」に、「(12)から(18)まで、聖、(34)及び(35)」を「(15)から聖まで、(24)、(37)及び(38)」に、「海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町」を「海田町及び熊野町」に、「及び(19)に掲げる事務に限る」を「(7)から(9)まで、(13)及び(14)に掲げる事務のうち障害児相談支援事業に係るもの並びに(22)に掲げる事務に限り、坂町及び安芸太田町については(1)、(2)及び(22)に掲げる事務に限る」に改め、同表の第三号の三中「呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、」及び「(呉市については、(3)に掲げる事務を除き、(4)に掲げる事務のうち許可の取消しに限る。）」を削り、同表の第四号(2)中「(法第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び法第九十六条の二第五項」を「法第九十六条の二第七項及び法第九十六条の三第五項」に改め、同表の第四号の三(9)中「第三十四条第一項」を「第三十四条」に、「ゆう出」を「湧出」に改め、同号(10)中「ゆう出」を「湧出」に改め、同表の第四号の四中「広島市、呉市、」及び「福山市」及び「(広島市、呉市及び福山市については、(1)から(5)まで及び(7)に掲げる事務を除く。）」を削り、同表の第四号の五中「広島市、呉市、」及び「福山市」及び「(広島市、呉市及び福山市については、(1)から(10)まで及び(12)に掲げる事務を除く。）」を削り、同表の第六号の二(2)については、(1)から(8)まで及び(11)に掲げる事務を除く。）」を削り、同表の第六号の二(2)

中「指導訓練計画の樹立及び実施」を「指導訓練の実施」に改め、同表の第七号中「福山市については」の下に「(1)から(3)まで」を、「エックス線装置に係るもの」の下に「(5)、(6)」を加え、同表の第八号の三(7)及び(7)中「市町及び」を削り、同表の第八号の四中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同号(6)中「開始届出」を「開始の届出」に改め、同号(6)を同号(5)とし、同号(7)中「変更届出」を「変更の届出」に改め、同号中(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を(11)とし、(13)を(12)とし、同号(14)中「変更届出」を「変更の届出」に改め、同号(14)を同号(13)とし、同号(15)中「変更届出」を「変更の届出」に改め、同号中(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、(17)を(16)とし、「及び福山市」を「福山市、海田町及び坂町」に、「(6)から(10)までに掲げる事務を除き、海田町及び坂町については(1)に掲げる事務に限る」を「(5)から(9)までに掲げる事務を除く」に改め、同表の第九号の五の二(1)中「(3)から(4)まで」を「(2)から(3)まで」に改め、同号(2)中「聖及び(23)」を「(11)及び(13)」に、「(22)」を「(12)」に改め、同号中(4)から(13)までを削り、(14)を(4)とし、(15)を(5)とし、(16)を(6)とし、(17)を(7)とし、(18)を(8)とし、(19)を(9)とし、(20)を(10)とし、聖を(11)とし、(22)を(12)とし、(23)を(13)とし、(24)を(14)とし、(25)を(15)とし、(26)を(16)とし、(27)を(17)とし、(28)を(18)とし、(29)を(19)とし、(30)を(20)とし、(31)を聖とし、(32)を(22)とし、(33)を(23)とし、(34)を(24)とし、(35)を(25)とし、(36)を(26)とし、(37)を(27)とし、(38)を(28)とし、(39)を(29)とし、(40)を(30)とし、(41)を(31)とし、(42)を(32)とし、同表の第九号の六(26)中「(33)まで」を「(30)まで」に改め、同号中(31)から(33)までを削り、同表の第九号の六の二(20)中「(26)まで」を「(23)まで」に改め、同号中(24)から(26)までを削り、「神石高原町」の下に「(竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び江田島市については(18)から(23)までに掲げる事務のうち法第二条第三項第十一号に規定する事業に係るものを除く。）」を加え、同表の第十一号の二中「次に掲げるもの」の下に「(開発行為に係る森林の所在が二以上の市町の区域にわたるものを除く。）」を加え、同表の第十一号の四中(1)から(7)までを削り、(8)を(1)とし、(9)を(2)とし、(10)を(3)とし、(11)を(4)とし、(12)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 法第五条第三項において準用する法第三条第五項の規定による条件の付加

第二条の表の第十一号の四中(13)を(7)とし、(14)を(8)とし、(15)を(9)とし、(16)を(10)とし、同号(17)中「(1)、(2)、(8)、(12)及び(14)」を「(1)、(5)及び(8)」に、「(6)に規定する勧告、(7)に規定する許可の取消し、(11)及び(13)」を「(4)及び(7)」に、「聖」を「(15)」に改め、同号(17)を同号(11)とし、同号(18)中「(17)」を「(11)」に改め、同号(18)を同号(12)とし、同号(19)中「(17)」を「(11)」に改め、同号(19)を同号(13)とし、同号(20)を同号(14)とし、同号(20)中「(4)（法第五条第三項において準用する場合に限る。）」及び(10)に規定する条件の付加並びに(8)及び(12)に規定する許可」

を「(1)及び(5)に規定する許可並びに(3)に規定する条件の付加」に改め、同号中聖を(15)とし、(22)を(16)とし、(23)を(17)とし、(24)を(18)とし、(25)を(19)とし、同表の第十二号中「市町」を「町」に改め、同表の第十二号の二中(54)を(68)とし、(53)を(67)とし、(52)を(66)とし、(51)を(65)とし、(50)を(64)とし、(49)を(63)とし、(48)を(62)とし、(47)を(61)とし、(46)を(60)とし、(60)の前に次のように加える。

(55) 法第二百二十五条の二第二項の規定による区画整理会社の事業又は会計の検査

(56) 法第二百二十五条の二第二項の規定による区画整理会社の事業又は会計の検査の請求の受付及び検査

(57) 法第二百二十五条の二第三項の規定による区画整理会社に対する措置命令

(58) 法第二百二十五条の二第四項の規定による区画整理会社が行う土地区画整理事業の認可の取消し

(59) 法第二百二十五条の二第五項の規定による区画整理会社が行う土地区画整理事業の認可の取消しの公告

第二条の表の第十二号の二中(45)を(54)とし、(44)を(53)とし、(43)を(52)とし、(42)を(51)とし、(41)を(50)とし、(40)を(49)とし、(39)を(48)とし、(38)を(47)とし、(37)を(46)とし、(36)を(45)とし、(35)を(44)とし、(34)を(43)とし、(33)を(42)とし、(32)を(41)とし、同号(31)中「及び土地区画整理組合」を「土地区画整理組合及び区画整理会社」に、「(32)から(35)まで」を「(41)から(44)まで」に改め、同号中(31)を(40)とし、(30)を(39)とし、(29)を(38)とし、(28)を(37)とし、(27)を(36)とし、同号(26)中「及び市町」を「区画整理会社及び町」に、「(27)から(30)まで」を「(36)から(39)まで」に改め、同号(26)を同号(35)とし、同号(35)の前に次のように加える。

(26) 法第五十一条の二第一項の規定による区画整理会社が行う土地区画整理事業の施行の認可

(27) 法第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による区画整理会社が行う土地区画整理事業の規準及び事業計画の

#### 縦覧

(28) 法第五十一条の八第二項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による区画整理会社が行う土地区画整理事業に係る利害関係者の意見書の受付

(29) 法第五十一条の八第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による区画整理会社が行う土地区画整理事業に係る意見書の処理

(30) 法第五十一条の八第五項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による区画整理会社が行う土地区画整理事業の規準及び事業計画の修正の申告の受付及び修正部分についての縦覧並びに意見書の受付及び処理

(31) 法第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項、法第五十一条の十一第二項及び法第五十一条の十三第四項において準用する場合を含む。）の規定による区画整理会社が行う土地区画整理事業の規準及び事業計画の認可の公告並びに事業計画書の送付

(32) 法第五十一条の十第一項の規定による区画整理会社が行う土地区画整理事業の規準及び事業計画の変更の認可

(33) 法第五十一条の十一第一項の規定による区画整理会社の合併又は事業の譲渡等の認可

(34) 法第五十一条の十三第一項の規定による区画整理会社が行う土地区画整理事業の廃止又は終了の認可

第二条の表の第十二号の二中「世羅町」の下に「(竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び江田島市については、(35)から(39)までに掲げる事務を除く。）」を加え、同表の第十四号中「市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）」を「町」に改め、同表の第十四号の四中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(7)の前に次のように加える。

(6) 法第十一条第二項の規定による制限期間の短縮

第二条の表の第十四号の四中「市町（広島市を除く。）」を「町」に改め、同表の第十四号の五及び第十五号を削り、同表の第十五号の二中「住宅地区改良法（）」の下に「昭和三十五年法律第八十四号。」を加え、同号を同表の第十五号とし、同表の第十五号の三を同表の第十五号の二とし、同表の第十六号の三(2)中「第二十九条第七項」を「第二十九条第九項」に改め、同号(2)中「第二十九条第十項」を「第二十九条第十二項」に改め、同表の第十八号中(26)から(28)までを削り、(29)を(26)とし、(30)を(27)とし、同号(31)中「第三章第一節から第二節までの規定による規制及び(28)に規定する許可」を「第三章第一節の規定による規制」に改め、同号中(31)を(28)とし、(32)を(29)とし、(33)を(30)とし、(34)を(31)とし、(35)を(32)とし、同号(36)中「(1)から(35)まで」を「(1)から(32)まで」に改め、同号(36)を同号(33)とし、同表の第十九号の二中(101)を(102)とし、(100)を(101)とし、(99)を(100)とし、(98)を(99)とし、(97)を(98)とし、(96)を(97)とし、(95)を(96)とし、(94)を(95)とし、(93)を(94)とし、(92)を(93)とし、(91)を(92)とし、(90)を(91)とし、(89)を(90)とし、(88)を(89)とし、(87)を(88)とし、(86)を(87)とし、(85)を(86)とし、(84)を(85)とし、(83)を(84)とし、(82)を(83)とし、同号(81)中「(82)から(87)まで」を「(83)から(88)まで」に改め、同号中(81)を(82)とし、(80)を(81)とし、(79)を(80)とし、(78)を(79)とし、(77)を(78)とし、(76)を(77)とし、(75)を(76)とし、(74)を(75)とし、(73)を(74)とし、(72)を(73)とし、(71)を(72)とし、(70)を(71)とし、(69)を(70)とし、(68)を(69)とし、(67)を(68)とし、(66)を(67)とし、(65)を



又は休止の届出の受付

第二条の表の第二十四号の二中(35)を(44)とし、(34)を(43)とし、(33)を(42)とし、同号(32)中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改め、同号(32)を同号(41)とし、同号(31)中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改め、同号(31)を同号(40)とし、同号(30)中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改め、同号(30)を同号(39)とし、同号(29)中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改め、同号(29)を同号(38)とし、同号(28)中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改め、「、児童デイサービス」を削り、「(29)から(33)まで」を「(38)から(42)まで」に改め、同号中(28)を(37)とし、(27)を(36)とし、(26)を(35)とし、(25)を(34)とし、(24)を(33)とし、(23)を(32)とし、(22)を(31)とし、聖を(30)とし、同号(20)中「聖から(27)まで、(34)及び(35)」を「(30)から(36)まで、(43)及び(44)」に改め、同号(20)を同号(29)とし、同号(29)の前に次のように加える。

(20) 法第五十一条の二十七第一項の規定による指定一般相談支援事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査

聖 法第五十一条の二十八第一項の規定による指定一般相談支援事業者に対する勧告  
(22) 法第五十一条の二十八第三項の規定による指定一般相談支援事業者が勧告に従わないときの公表

(23) 法第五十一条の二十八第四項の規定による指定一般相談支援事業者に対する措置の命令

(24) 法第五十一条の二十八第五項の規定による指定一般相談支援事業者に対する措置命令をした旨の公示

(25) 法第五十一条の二十八第六項の規定による指定一般相談支援事業者が適正な事業の運営をしていない旨の通知の受付

(26) 法第五十一条の二十九第一項の規定による指定一般相談支援事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止

(27) 法第五十一条の二十九第三項の規定による指定一般相談支援事業者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付

(28) 法第五十一条の三十の規定による指定一般相談支援事業者の指定等をした旨の公示

第二条の表の第二十四号の二中「北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（竹原市、三原市）」を「海田町、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（竹原市）」に、「府中町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町については(1)から(19)まで及び(28)から(33)までに掲げる事務に限る」を「北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高

原町については(1)から(28)まで及び(37)から(42)までに掲げる事務に限り、三原市及び府中町については(1)から(15)まで、(37)から(41)まで（一般相談支援事業及び特定相談支援事業に係る事務を除く。）及び(42)に掲げる事務に限り、海田町及び熊野町については(16)から(28)までに掲げる事務及び(37)から(41)までに掲げる事務のうち一般相談支援事業及び特定相談支援事業に係るものに限る」に改め、同表の第二十四号の三中「市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）」を「町」に改め、同表の第三十三号の三(1)中「受付」の下に「（土砂の搬出元となる建設工事の区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(3)、(4)、(6)から(10)まで、(37)及び(38)において同じ。）」を加え、同号(2)中「受付」の下に「（一時的な積行為を行う土地の区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(3)、(5)、(7)から(10)まで、(37)及び(38)において同じ。）」を加え、同号(11)中「受付」の下に「（土砂埋立区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(12)から(27)まで及び(37)から(39)までにおいて同じ。）」を加え、同号(28)中「指定」の下に「（一）の市町の区域を超える指定を除く。(29)において同じ。）」を加え、同号(30)中「公示」の下に「（一）の市町の区域を超える指定に係るものを除く。(31)から(39)までにおいて同じ。）」を加え、同表の第三十五号中「(11)、(17)、(18)、聖及び(25)」を「(14)、(20)、聖、(24)及び(28)」に、「(5)及び(10)」を「(4)及び(9)」に、「(8)、(10)、(12)及び(20)から(23)まで」を「及び(10)から(13)まで」に、「(7)及び聖」を「(15)」に、「(29)、(30)、(36)、(37)、(41)、(42)及び(45)」を「(38)、(39)、(45)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)」に改め、「(4)、第十五号の三」を削り、「第十八号(31)」を「第十八号(28)」に、「(48)、(49)、(52)、(65)、(66)、(67)、(71)、(72)、(75)、(78)、(79)、(86)及び(87)」を「(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)」に、「(13)、(16)、(18)、(26)、(32)及び(33)」を「(10)、(13)、(23)、(26)、(35)、(41)及び(42)」に改める。

第三条の表の第一号の二中「大竹市、」を削り、同表の第三号(2)中「法第八条の二第二項、法第十二条第一項ただし書及び第二項、」を削り、「、法第十六条ただし書並びに法第十八条ただし書の規定による病院等に関する許可及び」を「の規定による」に改め、同表の第十九号中「については、」の下に「(1)及び(5)に掲げる事務のうち」を加え、「限る」を「限り、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市及び江田島市については(1)及び(5)に掲げる事務に限る」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の表の第二号、第三号(2)及び(3)、第四号、第四号の三、第六号の二、第八号の三、第九号の六並びに第九号の六の二(20)の改正規定、同号(24)から(26)までを削る改正規定並びに第十九号の二(30)の改正規定は、公布の日から施行する。